

三好市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務の委託に係る公募型プロポーザル審査基準

「三好市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」4－(1)－②に規定する審査基準は次のとおりとする。

(参加資格審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	法人の実績	・本業務に必要な実績	20
(2)	技術者の状況等	・本業務に必要な実績 ・他業務の状況に基づく専任割合	40
参加資格審査の計			60

(提案書等の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点 ^{※1}	
(3)	業務実施体制	・業務に従事する配置予定人員の役割分担の明瞭性及び進捗状況に応じた柔軟な対応をとれるか ・配置予定人員と市との間において確保される連絡調整体制の信頼性	20	
(4)	業務理解度	・公共施設等総合管理計画等を踏まえ、三好市の現状と課題の理解と認識の適切さ	10	
(5)	実施方針	・業務理解を踏まえた実施方針の妥当性	10	
(6)	技術提案	的確性	・実施方針と整合性がとれた具体的な提案であるか	40
		実現性	・現状を把握し、課題が整理され、有効な考え方や具体的な提案であるか	
		発想力・企画力	・効用を高めることを目的とし、自社のノウハウや技術を活かす提案であるか	
		調査・分析	・計画作成に際しての調査・分析、試算を行う手法及び手順が適切であるか	
(7)	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリング内容	20	
提案書等の審査の計 ^{※1}			100	

※1 選考審査委員会委員1人あたりの配点

(価格提案書の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(8)	価格提案書	・(1-「様式6 価格提案書の金額」÷「委託金額の上限額」)×100	100

※小数点以下は切捨て

※価格提案書の金額が「評価下限額」未満の場合は0点とする。

※評価下限額＝(平均見積額＋委託金額の上限額×2)÷3×80%